

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

富山市長

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	①国保給付 国民健康保険被保険者の高額療養費や療養費、出産育児一時金、葬祭費、移送費等の支給等 ②国保資格 国民健康保険の資格適用、国民健康被保険者証の交付等 ③国 保 料 国民健康保険料の賦課(納入通知書の作成)等 ④国保収納 国民健康保険料の納付(口座振替、還付、督促等) ⑤国保滞納 国民健康保険料滞納者の納付相談、短期証・資格書の発行、滞納処分等 ⑥国保情報連携 1. 資格継続業務(被保険者異動情報等の送信、被保険者情報の受信) 2. 高額該当回数の引き継ぎ業務(継続候補世帯の抽出、継続世帯の確定) ⑦国保オンライン資格確認
③システムの名称	国保給付システム 国保資格システム 国保料システム 国保料収納システム 国保料滞納システム 宛名管理システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー 国保総合(国保集約)システム 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表44の項 <オンライン資格確認の準備業務> 上記のほか、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<国民健康保険に関する業務> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 [主務省令における情報提供の根拠] (1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、70、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158の項) [主務省令における情報照会の根拠] (48、69、70、71の項) <オンライン資格確認に関する業務> ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 文書法務課 電話番号 076-443-2261 ファックス番号 076-443-2170
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報システム課 電話番号 076-443-2015
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	富山市職員研修計画に従い、毎年度特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えら	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	富山市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月5日	表紙 評価書名	国保賦課収納事務 基礎項目評価書	国民健康保険事務 基礎項目評価書	事前	
平成27年11月5日	表紙 個人のプライバシー等の権	富山市は、国保賦課収納事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り	富山市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り	事前	
平成27年11月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	国保賦課収納事務	国民健康保険事務	事前	
平成27年11月5日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国保賦課収納特定個人情報ファイル	国民健康保険特定個人情報ファイル	事前	
平成27年11月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における	保険年金課長 山口 忠司	保険年金課長 杉本 周児	事前	
平成29年9月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	(新たに追加)	⑥国保情報連携 1. 資格継続業務(被保険者異動情報等の送	事前	
平成29年9月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	(新たに追加)	国保総合(国保集約)システム	事前	
平成29年9月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部	事前	
平成29年9月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における	保険年金課長 杉本 周児	保険年金課長 笠間 信行	事前	
令和1年6月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における	保険年金課長 笠間 信行	保険年金課長	事前	
令和1年6月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部	事前	
令和1年6月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事前	
令和1年6月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事前	
令和1年6月7日	IV リスク対策	<新規>	評価書の通り	事前	
令和2年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	(新たに追加)	⑦国保オンライン資格確認	事前	
令和2年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	(新たに追加)	医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	(新たに追加)	<オンライン資格確認の準備業務> 上記のほか、国民健康保険法第113条の3第	事前	
令和2年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一(16、30の項)	番号法第9条第1項 別表第一(30の項)	事前	
令和2年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	
令和2年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	(新たに追加)	「オンライン資格確認の準備業務」 ・番号法附則第6条第4項	事前	
令和2年12月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	誤記
令和2年12月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年8月1日時点	事前	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新
令和2年12月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年8月1日時点	事前	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報統計課 電話番号 076-443-2015 ファックス番号 076-443-2202	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報システム課 電話番号 076-443-2015	事後	
令和7年3月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年8月1日時点	令和7年3月10日時点	事前	
令和7年3月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年8月1日時点	令和7年3月10日時点	事前	
令和7年3月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一(30の項)	番号法第9条第1項 別表44の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] (1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120の項) [別表第二における情報照会の根拠] (42、43、44、45の項)	<国民健康保険に関する業務> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 [主務省令における情報提供の根拠] (1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158の項) [主務省令における情報照会の根拠] (69、70、71の項) <オンライン資格確認に関する業務> ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	<新規>	評価書の通り	事後	
令和7年3月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	<新規>	評価書の通り	事後	